

三ヶ根山誘客イベント開催業務委託プロポーザル募集要項

■プロポーザル募集要項

西尾市では、三ヶ根山及び三ヶ根山スカイラインへの観光客誘客を目的とし、多くの方が楽しめて、三ヶ根山に愛着を持っていただけるイベントを開催するため、開催業務委託先をプロポーザル（企画提案）方式により選定する。

1 募集の内容

(1) 委託業務名

三ヶ根山誘客イベント開催業務委託

(2) 業務内容

別添 三ヶ根山誘客イベント開催業務委託仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結日から平成31年3月15日まで

(4) 委託費の上限

1,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、本委託業務を効果的かつ効率的に実施できる団体であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

【任意団体の場合】

- ① 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

【事業者の場合】

- ① 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ③ 愛知県内に主たる営業所（本店又は支店等）を置くものであること。
- ④ 西尾市入札参加資格者名簿（物品等）に登載され（もしくは契約締結までに登録される）、イベント企画・運営を業務として行っている者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 西尾市の入札参加指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本店及び西尾市に所在する営業所等が税を滞納していないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

(2) 企画提案書の作成

以下の項目について、事業の企画を作成すること。

企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4縦型（一部 A3 版資料折込使用可）とすること。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とすること。

なお、企画提案に係る参考・説明資料が必要な場合は、任意の様式で添付することができるものとする。

提出部数は5部とする。なお、5部すべてをファイル等に綴じること。

留意点として、実現可能な提案とすること。

1) 誘客イベントに関する企画提案

① イベント開催日（予定）

※平成30年9月1日～平成31年3月15日のうち、1日のイベントでも、3ヶ月間毎月1回開催でも自由に設定して結構です。

② イベント内容（できるだけ詳細に記入）

③ イベントによる集客の対象者

④ イベントによる集客見込数

⑤ イベントによって見込まれる効果

⑥ 三ヶ根山周辺施設との連携方策について

⑦ 広報計画

⑧ 入場料、出店料等の徴収の有無

※企画提案提出後の修正又は変更については認めないが、本市からの要望による修正又は変更については認めます。

2) 業務の実施体制

① 本業務に類する事業の実績（実績がある場合に記入）

② 本業務の実施体制（人員体制、スタッフの経歴・資格等）

③ 本業務の実施責任者の能力（経歴・資格等）

3) 見積書

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

参加申込書・企画提案書受付期間	平成30年6月5日（火）から 平成30年6月29日（金）まで
審査	平成30年7月6日（金）まで
審査結果通知	平成30年7月6日（金）

(2) 参加申込書・企画提案書の受付

本プロポーザルに参加する場合は、参加申込書（様式第 1 号）・会社概要書（様式第 2 号）・誓約書（様式第 3 号・事業者のみ）・企画提案書を平成 30 年 6 月 29 日（金）までに（土・日・祝日は除く）、午前 9 時から午後 5 時までの受付時間中に事務局に持参又は郵送にて提出すること。

参加申込書受付後、参加資格欠格者がいた場合は個別に通知します。

(3) 審査

業務委託先の選定は西尾市商工観光課が、提出書類の内容を総合的に評価し決定する。

4 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。ただし、本市からの要望による修正又は変更については認めます。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 関係書類の提出は提出締切日を必ず守り、午前 9 時から午後 5 時までの受付時間中に事務局に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は提出締切日必着とする。

【事務局】（関係書類提出先）

西尾市商工観光課

〒445-8501 西尾市寄住町下田 22 番地

電話：0563-65-2169

FAX：0563-57-1321

E-mail：shoko@city.nishio.lg.jp